



報道関係者各位



不動産の達人

株式会社さくら事務所

ハザードマップの想定を超える浸水被害に備える マンション管理組合が今取り組むべき4つの水害対策

千葉県における豪雨災害で亡くなられた方々に謹んで哀悼の意を表するとともに、ご遺族の皆さまに心よりお悔やみ申し上げます。また、被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

個人向け総合不動産コンサルティング・ホームインスペクション（住宅診断）およびマンション管理組合向けコンサルティングを行う「不動産の達人 株式会社さくら事務所」（東京都渋谷区／代表取締役社長：山本直彌）は、令和8年8月千葉豪雨を受け、**マンション管理組合が今取り組むべき水害対策**をまとめました。本件に関するお問い合わせ・取材のご依頼がありましたらお気軽にご連絡ください。

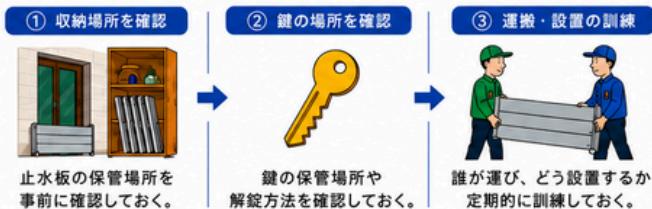
「過去の延長線上」では想定できない被害が発生

今回の千葉豪雨では、ハザードマップ上でリスクが高いと色分けされていなかった場所が大きな被害を受けており、**過去の延長線上では想定できない状況**になっています。時間雨量が100ミリを超えるような降雨が現実には発生している以上、「ハザードマップで安全なエリアだから大丈夫」ではなく、実態に即した備えをする必要があります。

豪雨に備える！マンションの水害対策

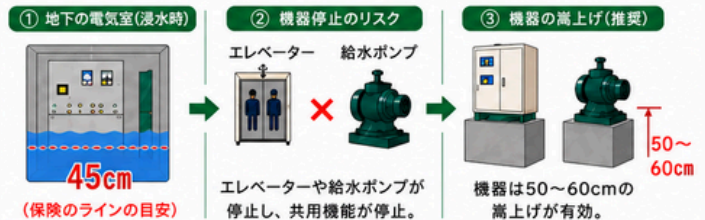
① 止水板は「保管」だけでなく「訓練」を

止水板があっても、倉庫に鍵がかかっていたり、大型で一人では運べなかったりする例があります。誰がどう運んで設置するのかを実地で確認しておきましょう。



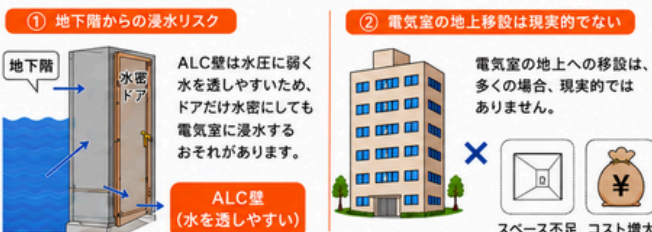
② 電気室の浸水対策は「保険のライン」を意識

地下の電気室が冠水すると、エレベーターや給水ポンプが停止。保険のライン（目安45cm）を超える浸水を防ぐことが重要です。



③ 「水密ドア」だけでは防げないことも

水密ドアにしても、地下の間仕切り壁がALC（軽量発泡コンクリート）の場合、ドアだけ水密にしても壁から浸水するおそれがあります。電気室の地上への移設は、多くの場合、現実的ではありません。



④ 地下・ピット式駐車場の車両は 管理組合の保険では補償されない

地下やピット式駐車場で車両が水没しても、管理組合の保険では補償されません。車両保険（天災対応）に所有者自身が加入している必要があります。



さくら事務所について

株式会社さくら事務所（東京都渋谷区／代表取締役社長：山本直彌）は「人と不動産のより幸せな関係を追求し、豊かで美しい社会を次世代に手渡すこと」を理念として活動する、業界初の個人向け総合不動産コンサルティング企業です。1999年、不動産コンサルタント長嶋修が設立。第三者性を堅持した立場から、利害にとらわれない住宅診断（ホームインスペクション）やマンション管理組合向けコンサルティング、不動産購入に関する様々なアドバイスを「不動産の達人サービス」を提供、80,000組を超える実績を有しています。

株式会社さくら事務所 広報室：堤



東京都渋谷区桜丘町29-24 桜丘レジエンシー101



press@sakurajimusyo.com



03-6455-0726



FAX 03-6455-0022



https://www.sakurajimusyo.com/